

## 西尾市広報紙「広報にしお」広告申込みの手引き

この手引きは、「広報にしお」（平成30年3月1日号の発行部数は56,100部）に掲載する有料広告の申し込み方法などの概要を記載しています。広告掲載に関しては西尾市広告掲載要綱及び西尾市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）、西尾市広報紙「広報にしお」掲載広告募集基準も併せてご覧ください。

### 1. 広告の規格及び枠数（号当たり）

①広報紙（1日号）の裏表紙＝縦29.6cm×横19.5cm カラー（4色）刷…1枠

※提出していただくデータは、製本時の断ち落とし余白（上、下、右側のみ）を3mm加えてください。また、上・下・右側の内側2mm以上の余裕を持たせたデザインとしてください。

②広報紙（1日号）の「お知らせ」コーナー内＝4.8cm×5.5cmを基本単位とした単色刷（スミ）…18枠

※掲載位置の指定はできません。広報の編集に支障のない範囲で、基本単位を2枠、3枠と連結することもできます。連結した場合は、2枠（4.8cm×11.4cm）、3枠（縦4.8cm×横17.3cm）となります。

### 2. 申込み場所

市が契約した広告代理店

### 3. 掲載できない業種又は事業者

風俗営業や消費者金融をはじめ掲載基準第5条に該当する業種又は事業者。

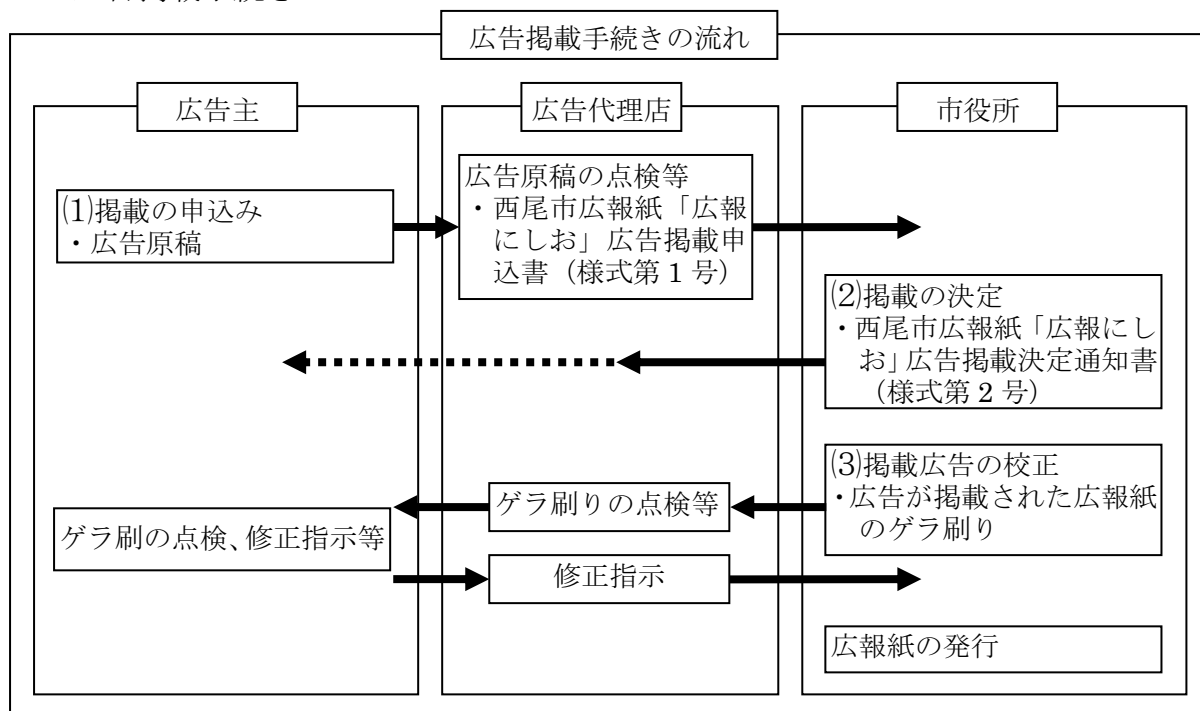
※詳細については掲載基準をご覧ください。

### 4. 掲載できない広告

人権侵害の恐れのあるものや法律で禁止されている商品をはじめとする掲載基準第6条に該当する広告。なお、業種ごとに定める掲載の可否は、掲載基準第7条による。

※詳細については掲載基準をご覧ください。

## 5. 広告掲載手続き



## (1) 掲載の申込み

広告原稿とその電子データ（イラストレータ形式等）を広告代理店に提出してください。提出期限等は広告代理店へご確認ください。広告代理店は、『西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載申込書（様式第1号）』により市に広告掲載を申し込みます。

※広告原稿の作成費用は広告主の負担でお願いします。

## (2) 掲載の決定

市は、広告掲載申込みの内容を審査し、掲載の可否を『西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載決定通知書（様式第2号）』により広告代理店に通知します。

## (3) 掲載広告の校正

広告代理店経由で広告が掲載された広報紙のゲラ刷りを基に広告内容を確認してください。

## 6. その他

広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

問合せ先…西尾市秘書課広報担当 電話 0563-65-2159（ダイヤルイン）